

防管装第 2 2 7 号
1 7 . 1 . 1 4
一部改正 防管装第 2 4 1 2 号
1 8 . 3 . 2 7
一部改正 防経装第 7 5 2 1 号
1 8 . 7 . 3 1
一部改正 防経装第 2 4 3 号
1 9 . 1 . 9
一部改正 防官文(事)第 1 8 号
2 7 . 1 0 . 1
一部改正 防装庁(事)第 1 7 7 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

管 理 局 長
施 設 等 機 関 の 長
各 幕 僚 長
統 合 幕 僚 会 議 議 長 殿
技 術 研 究 本 部 長
契 約 本 部 長
防 衛 施 設 庁 長 官

事 務 次 官

防衛省に対して契約相手方が有する債権の譲渡の承認について
(通達)

標記について、平成 1 3 年 3 月 1 日以降、中央調達に係る契約相手方が有する債権の譲渡の承認について(通達)(防管装第 1 5 1 6 号。1 3 . 3 . 1)に基づき、債権の流動化について措置してきたところ、産業界において企業の資本調達の更なる効率化が求められている現状を踏まえ、装備品のライフサイクルコストの抑制、装備品の供給の安定化等に資するとの観点から、契約相手方が防衛省と結んだ契約について、契約の履行後に防衛省に対して有する債権及び契約の履行を完了する前に企業会計上防衛省に対する債権として適切に計上されたもの(以下「債権」という。)に関し、契約相手方から当該債権の譲渡の申請があった場合には、下記のとおり、これを認めることとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、防管装第 1 5 1 6 号(1 3 . 3 . 1)は廃止する。

記

1 条件

債権の譲渡については、債権の譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期され、かつ、譲渡された債権に係る紛争が未然に防止されるよう、次に掲げる条件により、これを承認するものとする。

- (1) 債権の譲渡を承認するに際しては、契約に係る国の権利を明確にすること。
- (2) 債権の譲渡に係る取引の関係者に債権の譲渡に係る条件が周知されるよう措置すること。
- (3) 譲渡する債権の範囲及び額の基準を明確化し、周知すること。
- (4) 債権の再譲渡については、防衛省の承諾を得ることとすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、所要の措置を講じること。

2 委任事項

この通達に定めるもののほか、債権の譲渡の承認に関し、防衛省に対し契約相手方が有する債権の譲渡の範囲については防衛装備庁長官が、その他必要な事項は防衛装備庁長官、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長及び情報本部長がその所掌に応じ定めるものとする。